

議会サポートメニューを募集します

総務・教育、生活・福祉、観光・経済の各委員会のうち、いずれか一つの委員会のサポートとして登録し、委員会で必要と認められたときに、議案などの審査や調査のための参考意見を述べていただきます。

申し込み 議会事務局に備え付

けまたは市議会ホームページ掲載の申込書に必要事項を記入し、10月19日(月)までに持参または郵送、ファクス、Eメールで議会事務局(〒059-8701中央町6丁目11、FAX 059-870018、Eメール: gikai@city.noboribetsu.lg.jp)に提出

問い合わせ 議会事務局

(☎0592220)

技能検定試験

『技能検定』は、労働者の技能と社会的地位の向上を図ることを目的に実施される国家検定制度です。合格者には合格証書が交付され、『技能士』を称することができます。

申し込み 胆振地方技能訓練協

会(〒051-8558室蘭市海岸町1丁目4-1)で配布している申し込み書に必要事項を記入の上、10月5日(月)から16日(金)までに同協会に持参または郵送

※申し込みには、写真2枚と受験手数料が必要です。

問い合わせ 同協会(胆振総合

振興局内・☎0495588)

就職セミナー

日時 10月22日(木)13時30分～16時30分

場所 職業訓練センター

内容 自己理解について

定員 20人(申し込み順)

申し込み 10月19日(月)までに登別職業訓練協会

別職業訓練協会

(☎051450)

里親の募集

里親とは、家庭で生活できない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ養育してくださる方のことです。里親になりたい方、里親制度などについて詳しく知りたい方は問い合わせください。

問い合わせ 室蘭児童相談所

(☎044152)

10月15日～31日
秋の全道火災予防運動
『無防備な
心に火災が
かくれんぼ』

火災は、火気器具を使用する機会が増える10月から3月にかけて多発します。

住宅での出火を防ぐため、次の『住宅防火、いのちを守る7つのポイント』を心掛けましょう。

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部総務グループ(☎059611)

パブリックコメント(意見公募)制度
に基づき皆さんからの意見を募集します

～ 募集期間 10月31日(土)まで ～

	登別市ぬくもりある手話条例(案)	登別市水道事業ビジョン(案)
概要・目的	手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話の使いやすい環境をつくることにより、手話を使用する市民が、あらゆる分野の活動に参加してさまざまな交流を図ることができ、地域で思いやりとぬくもりを感じながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的に、今回新たに制定する条例です。	水道事業を取り巻く環境の変化に伴う課題に対し、持続可能な水道として着実な事業運営を行っていくため、水道事業の現状と将来見通しを分析・評価し、『安全』『強靱』『持続』の観点から目指すべき理想像を描き、その実現のための方策などを示す必要があり、今後10年間の水道事業運営に関する方向性と施策推進の基本的な考え方を示すビジョンです。
担当グループ	障害福祉グループ 〒059-8701中央町6丁目11 (☎0593732・FAX050-3730-8230) Eメール: welfare2@city.noboribetsu.lg.jp	水道グループ 〒059-8701中央町6丁目11 (☎0595510・FAX0595805) Eメール: koumu@city.noboribetsu.lg.jp
資料の閲覧	本案の全文は、市役所1階市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、各意見募集の担当グループに備え付けるほか、市ホームページにも掲載します。	
意見の例	『〇〇事業は、△△のように改善すれば市民が利用しやすくなる』『条例案〇条は、△△と記載されているが、□□の理由から◇◇のような記載が必要ではないか』など、皆さんの意見をお寄せください。	
意見の提出方法	各閲覧場所に備え付けの専用用紙か任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、各閲覧場所備え付けの『意見箱』に投函するか、郵送またはファクス、Eメールで各担当グループに提出してください。 ※電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。	
意見に対する回答	寄せられた意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、上記閲覧場所に閲覧ファイルを備え付けます。 ※意見を提出された方に対して個別の回答は行いません。 ※意見を提出された方の住所、氏名、電話番号は公表しません。	